

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年6月25日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ミャンマー 担当：東南アジア・大洋州部
案件名：インフラ緊急復旧改善事業（チャンギンセメント工場改修・更新事業）準備調査（ファスト・トラック
制度適用案件）
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年7月下旬～2014年1月下旬

2 参加要件

海外におけるセメント・石炭分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月1日から2013年7月3日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月1日から2013年7月4日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月9日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 7月中旬
- (5) 契約交渉 : 7月中旬～7月下旬

5 業務の目的

ミャンマー国は低廉な労働力や豊富な国内資源を有しており、産業開発の潜在力は高いとされる一方で、経済制裁に伴う外国直接投資の減退や厳格な投資規制の影響で国内産業の停滞が長く続いている。ミャンマー政府が国内インフラの整備を重点政策として標榜する中、セメント等の基幹資材を生産するプラント施設の老朽化が著しい。

国営最大のチャンギンセメント工場（工業省傘下）では、生産能力の低下（定格生産量 1,600トン/日に対し、実績1,050トン/日）、低いエネルギー効率に伴う環境負荷・財務負荷の大きさが問題となっている。今後の経済成長を支えるインフラ整備を迅速に推進するうえで、不可欠となる基幹資材であるセメントの国内生産能力強化のために既存セメント工場の施設改修・更新は喫緊の課題といえる。また、ミャンマー政府は、本セメント工場の更新に当たっては、セメント原料焼成に必要な燃料に、既存の天然ガスのみならず石炭も活用したい意向を示している。

ミャンマー政府は、経済成長による貧困克服を重点政策として産業振興による雇用の拡大、またそのための国内インフラの整備を最優先課題の一つに位置付けており、本事業はこの取り組みの推進に寄与するものである。本業務では上記背景を踏まえ、燃料の併用（天然ガス・石炭）も含めた、同セメント工場改修・更新事業（有償資金協力）に係る協力準備調査を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ミャンマー全域（チャンギン、ヤンゴン、ネピドーなど）

(2) 相手国対象機関

工業省第三重工業公社（No. 3 Heavy Industries Enterprise, Ministry of Industry）、鉱山省（Ministry of Mines）、エネルギー省（Ministry of Energy）、環境保全・林業省（Ministry of Environmental Conservation and Forestry）など

(3) 業務内容

- ア これまでの調査結果及び関連資料・情報の収集・分析
- イ 関連政策、セメント産業の動向等の調査
- ウ 燃料調達に関する調査（天然ガスについては、質や、輸送・受け入れ設備の情報など、石炭については、山元の石炭の情報や輸送・受け入れ設備などを含む）
- エ 事業スコープの検討
- オ 事業実施スケジュールの検討
- カ 概略事業費の積算
- キ 事業実施体制の確認
- ク 維持管理体制の確認
- ケ 調達・施工方法の確認
- コ 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成
- サ 経済財務分析（FIRR・EIRRの算出、貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書の作成など）

シ 定量的指標の検討

*エ以下は、セメント原料焼成に必要な燃料として、天然ガス、石炭、及びその併用による場合の3通りで検討すること。

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年 7月下旬)
- (2) ドラフトファイナルレポート (2013年11月初旬)
- (3) ファイナルレポート (2014年 1月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括 / 産業分析 (評価対象予定者)
- (2) 工業プラント経営・経済財務分析
- (3) 石炭資源分析・石炭関連インフラ整備 (評価対象予定者)
- (4) プラント設備
- (5) 環境・社会配慮

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定です。
- (2) ミャンマー国内移動手続きのため、契約締結から現地派遣まで、1ヶ月強を要します。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。